

(受理番号) 31-4	(受理年月日) 平成31年2月15日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>請 願</p>
	<p>県所管窓口における行政書士法の遵守について</p> <p>行政書士は、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、県民の利便に資する役割を担い、高齢化の進展、社会の複雑化が進む中で、県民からの信頼を基に、その役割はますます重要なものとなっている。</p> <p>こうした中で、従前より行政書士の登録をせずに行政書士の業務（農地転用関係、建設業許可関係、車庫証明関係、開発行為関係等）を行う者が多く見受けられる。行政書士法に違反する行為により、行政に関する手続きの円滑化を阻害し、ひいては県民に不利益を与えるおそれがある。このようなことは、行政書士への信頼を損ね、380余名の香川県行政書士会会員の名誉を損なうものである。</p> <p>香川県行政書士会としても、このような違法行為の防止に努力しているところであるが、県民に被害が及ぶ不法行為を根絶するため、県においても下記の事項について特段の配慮をするよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することができないと明記されている。その行政書士法の趣旨を、提出される書類の受付を担当する県の各機関に周知を徹底させること。</p> <p>2 県民から提出される書類の受付を担当する県の各機関の窓口では、書類を提出する者に対し、上記趣旨の遵守をさせること。</p>